

平成30年第6回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成30年9月27日(木)			
招集場所	天塩町役場 3階委員会室			
開閉日時 及び宣告	開 会	平成30年9月27日(木) 午前10時00分		
	議 長	会長 宍戸 栄一		
	閉 会	平成30年9月27日(木) 午前10時35分		
	議 長	会長 宍戸 栄一		
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 8名 欠席 3名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名		出欠別
	1	谷 村 敏 彦		●
	2	佐 藤 博 幸		●
	3	臺 川 幸 弘		○
	4	満 保 豊		○
	5	伊 藤 淳 一		○
	6	湯 澤 敏 孝		○
	7	山 下 雅 博		○
	8	奥 山 稔		○
	9	高 橋 一 博		●
	10	安 川 和 範		○
	11	宍 戸 栄 一		○
議事録署名委員	議席番号	7番 奥 山 稔 3番 臺 川 幸 弘		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	青 野 朋 之		
	事務局次長	中 西 卓 也		
	総務係長	井 上 剛		
	総務係主査	藤 原 諒		

事務局

やむを得ないと考えます。

資力については、畜産環境整備機構リースを利用することから問題ないと考えます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、地権者の同意書の添付があるため問題ないと考えます。

その他の区分については、土地利用計画との関係では、農業振興地域の決定と言うところで、当該地を農業用施設用地に平成 30 年 9 月 6 日付けで変更しております。

その他につきましては、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

許可に付けるべき条件につきましては、①申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。②許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から 3 箇月後及びその後 1 年ごとに工事の進捗状況を報告すること。また許可に係る工事が完了した時は、遅滞なくその旨を報告すること。の 2 点を条件としております。

5 ページから 16 ページには申請書及び、図面等を添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

安川代理

ただいま、事務局より説明のありました議案第 1 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」の質疑を行います。

全 員

ありません。

安川代理

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり実施することにご異議ありませんか。異議なし。

全 員

安川代理

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたしました。関係委員はお戻りください。

議事進行を議長に譲ります。

(議長交代)

議 長

次に議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題と致します。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」ご説明申しあげます。

別記第 2 号様式 意見書の書式に基づいてご説明申しあげます。23 ページをご覧ください。

本件につきましては、貸主は 氏、借主については、 氏となっております。土地については、字タツネウシ となっております、転用面積は、537.50 m²となっております。転用目的は農家住宅の建設で、工期は許可日より平成 31 年 1 月 31 日となっております。永久転用となっております。

農地区分ですが、第 1 種農地であります。

農地の転用に関する許可基準から見た意見につきましては、農家住宅を建設するにあたり、近隣に代替地が無く、また農地法施行規則第 38 条、第 39 条第 1 項第 1 号に該当する農家住宅の建設であり、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外もなされていることから転用はやむを得ないと考えます。

資力については、預金通帳のコピーの添付があるので問題ないと考えます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、根抵当権の同意書があるため問題はないと考えます。

その他の区分については、土地利用計画との関係につきましては、農業振興地域からの除外を平成 30 年 8 月 28 日に行っております。

その他につきましては、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

なお、許可に付けるべき条件として、議案第 1 号と同様に 2 つの条件を付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」の質疑を行います。

全 員

ありません。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による計画書の決定について」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による計画書の決定について」につきまして内容をご説明申し上げます。

はじめに所有権移転の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます。

33 ページをご覧ください。

整理番号 4-1 についてであります、
氏から 氏に所有権の移転をするものです。位置につきましては、34 ページ、35 ページをご覧ください。条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

次に、利用権設定の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます。36 ページをご覧ください。

整理番号 5-1 についてであります、
氏から 氏に賃貸借権の設定をするものです。位置につきましては、37 ページ、38 ページをご覧ください。

次に整理番号 5-2 についてであります、
氏から 氏に賃貸借権の設定をするものです。位置につきましては、37 ページ、39 ページをご覧ください。条件面は、それぞれ、ご覧の総括表のとおりとなっております。利用権設定の 2 件は再設定の案件となっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による計画書の決定について」の質疑を行います。

全 員
議 長

ありません。

質問なしと認めます。

議 長
全 員
議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。ありません。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、議案第 4 号「天塩町農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第 4 号「天塩町農業振興地域整備計画の変更について」ご説明申し上げます。42 ページをご覧ください。

本件につきましては、天塩町長より、天塩町農業振興地域整備計画の変更について、意見の聴取があったところです。

農業委員会では、農業振興地域の除外及び、1ha 以上の用途変更について、総

会で意見を決定し行い町長に報告を行っているところです。

事務局

詳細につきましては、農林水産課農政係長の藤原より説明させますので、よろしくご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

藤原係長

私の方から説明させていただきます。41 ページをご覧ください。
場所につきましては41 ページの図面の赤枠になります。株式会社から電気通信事業法に基づく、電気通信事業の用に供する電気通信設備の新設と言うことで、携帯電話の電波塔を建てるため、申請があったものです。

このため、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、農業委員会からの意見を聴取して、申請地の除外を行っていきたいと思いますので、よろしくご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました議案第 4 号「天塩町農業振興地域整備計画の変更について」の質疑を行います。

奥山委員

これは、電波塔だと良くて他の理由だとダメとかになるの。

事務局

農振除外につきましては、公共の用に供するものや、認定電気通信事業者が設置する電波塔や送電線網もそうなのですが、そういったものについては、農業委員会としては転用の許可が不要な案件になります。農振除外についても、やむを得ない事項に分類されることになります。

奥山委員

そういう公共的なものに対して、意見はできるの。

事務局

意見としては、他に候補地（代替地）があるのでは、などということはあると思います。今回の申請地は作業道路の付近ですし、牛舎や住宅から一定距離離れておりますので妥当なのかなとは思いますが。

奥山委員

分かりました。

議 長

他にありませんか。

全 員

ありません。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本件は異存なしと意見することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は異存なしと意見いたします。

議 長

次に議案第 5 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の審査について」を議題とします。

議 長

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第 5 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による
通知書の審査について」ご説明申しあげます。

別添資料をご覧ください。

本件は、土地の解約等については農地法第 18 条の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならないと規定されておりますが、例外として同条第 1 項第 2 号では、合意による解約が、その解約によって農地を引き渡すこととなる期限前 6 か月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものなどについて行われる場合は、許可不要とされております。

同条第 6 項におきましては、合意による解約が許可を要しないで行われた場合、農業委員会にその旨を通知することされており、この度、北海道農業会議の指導により、通知があったものにつきましても総会にて、許可不要の案件なのか審査することとされましたので議案としたものです。

46 ページをご覧ください。今月、解約の通知のあった案件について説明させていただきます。

整理番号 15 番につきましては借主有限会社 _____、貸主 _____ 氏の使用貸借権の合意解約になります。合意解約日は平成 30 年 9 月 4 日、土地の引き渡しの時期は平成 30 年 9 月 30 日となっております。書面に 47 ページをご覧ください。

整理番号 16 番につきましては、借主、_____、貸主 _____ 氏の賃貸借権の合意解約になります。合意解約日は平成 30 年 9 月 11 日、土地の引き渡しの時期は平成 30 年 9 月 11 日となっております。書面に 48 ページをご覧ください。

整理番号 17 番につきましては、借主、_____、貸主 _____ 氏の賃貸借権の合意解約になります。合意解約日は平成 30 年 9 月 11 日、土地の引き渡しの時期は平成 30 年 9 月 11 日となっております。書面に 49 ページをご覧ください。

整理番号 18 番につきましては、借主、_____、貸主 _____ 氏の賃貸借権の合意解約になります。合意解約日は平成 30 年 9 月 11 日、土地の引き渡しの時期は平成 30 年 9 月 11 日となっております。書面に 50 ページをご覧ください。

整理番号 19 番につきましては、借主、_____ 氏、貸主 _____ 氏の賃貸借権の合意解約になります。合意解約日は平成 30 年 9 月 18 日、土地の引き渡しの時期は平成 30 年 9 月 18 日となっております。書面に 51 ページをご覧ください。

全件について土地の引き渡しの時期から 6 か月以内の合意解約であります。

事務局 事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審査、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 ただいま、事務局より説明のありました議案第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について」の質疑を行います。

奥山委員 が解約しているみたいだけど、なにか理由あるの。

事務局 宗谷岬牧場については今年で期限が到来するのがありまして、その前に、耕作しないという意思表示をして、そのまま期限が到来しても、基盤法では期限が到来した時点で契約は切れるんですが、 の方から来年は借りないから、借主を探してと言うことで書面で行ったと聞いています。

奥山委員 色々助かっていた分もあるんだけど、こういうふうに関約が何件もあると言うのは、事業の縮小とかあるの。

事務局 今回の解約につきましては、土地を借りていて、草地更新をしたいと言うのがあったんですが、草地更新をすると土地の価値が上がるため、所有権がほしいと言うことを土地の所有者さんに言った時に、それを拒否されたので、土地を解約したと聞いています。

奥山委員 単純にいらぬというわけじゃなくてということではないの。

事務局 そうではないと聞いています。先ほどの説明とかぶりますが、土地は欲しいのだけでも、草地更新するにあたって、賃貸だと草地更新した後に、期限到来で解約されてしまうと、投資が無駄になってしまうので、それであれば所有権がほしいという話を土地の所有者にしたところ、拒否されたので、土地を解約したと聞いています。

奥山委員 それで、借りる人いるの。

事務局 今、 の土地については、安川委員さんに入ってもらって、探してもらっています。 さんについては、何とも言えない状態です。 さんの土地は贈与税の対象地なので、そのまま自分で耕作するか、近場の認定農業者に基盤法で特定貸付けをするかないです。

奥山委員 分かりました。

議長 他にありませんか。

全 員
議 長

ありません。
質問なしと認めます。

議 長
全 員
議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
異議なし。
異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定いたしました。

議 長

以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。
お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全 員
議 長

異議なし。
異議なしと認めます。
以上をもちまして平成30年度第6回天塩町農業委員会総会を閉会といたします。

平成30年 9月27日

署名委員

(7 番) 奥山 稔 ㊟

(3 番) 臺川 幸弘 ㊟